平成 18 年 5 月 19 日

各　　位

会 社 名　　株式会社バイタルネット
代表者名　　代表取締役社長　鈴木　　賢
（ｺｰﾄﾞ番号 9916　東証　第 1 部）
問合せ先　　社　長　室　長　小野　真士
（電話　０２２－２１８－６１３３）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（平成 18 年 5 月 19 日）開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 57 回定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

会社法（平成 17 年法律第 86 号）ならびに会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）および会社計算規則（同 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたのに伴い、以下の理由により、定款の変更をご提案するものであります。

（1）　株主総会においてより充実した開示を行うことができるよう、変更案第 15 条（参考書類等のインターネット開示）を新設するものであります。

（2）　現行定款第 21 条（取締役会の招集者及び議長）および現行定款第 22 条（取締役会の招集通知）を、取締役会に関する条文として整備するとともに、より機動的に運営するため、その決議について、書面又は電磁的記録により承認を行うことができるよう書面決議に関する内容を加え、変更案第 22 条（取締役会）の内容とするものであります。また、現行定款第 31 条（監査役会の招集通知）を監査役会に関する条文として整備し、変更案第 29 条（監査役会）の内容とするものであります。

（3）　社外取締役および、社外監査役に相応しい人材の招聘を容易にするため、社外取締役および社外監査役との間に、責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第 23 条（社外取締役の責任限定契約）、および変更案第 30 条（社外監査役の責任限定契約）の新設を行うものであります。

（4）　上記のほか、会社法に基づく株式会社としての必要な規定の加除・修正および移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

定時株主総会での定款の一部変更付議を決議した取締役会の開催日	平成 18 年５月 19 日（金）
定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年６月 29 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 18 年６月 29 日（木）

以上

＜別紙＞

（下線部分は変更箇所を示します）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	**第１章　総則**
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（新設）	（機関の設置） 第４条　本会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。
（公告の方法） 第４条　本会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第５条　本会社の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。
第２章　株式	**第２章　株式**
（発行する株式の総数） 第５条　本会社が発行する株式の総数は、150,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。	（発行可能株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。
（新設）	（株券の発行） 第７条　本会社は、その株式に係る株券を発行する。
（自己株式の取得） 第６条　本会社は、商法第２１１条ノ３第１項第２号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	（削除）
（１単元の株式数及び単元未満株券の不発行） 第７条　本会社の１単元の株式数は、１００株とする。 2　本会社は、一単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。	（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第８条　本会社の単元株式数は、１００株とする。 2　本会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。
（株式取扱規程） 第８条　本会社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する諸手続き及びその手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第９条　本会社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する諸手続き及びその手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。
（名義書換代理人） 第９条　本会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2　名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定しこれを公告する。	（株主名簿管理人） 第10条　本会社は、株主名簿管理人を置く。 （削除）

現　行　定　款	変　更　案
3　本会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。	（削除）
（基準日） 第10条　本会社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。	（削除）
2　前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	（削除）
第３章　株主総会	**第３章　株主総会**
（新設）	（基準日） 第11条　本会社は、毎年３月３１日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
（招集の時期） 第11条　定時株主総会は、毎決算期の翌日から３カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要の都度招集する。	（招集の時期） 第12条　本会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集する。
（株主総会の招集者及び議長） 第12条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき代表取締役が招集し、その議長となる。ただし、当該代表取締役に支障あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。	（株主総会の招集権者及び議長） 第13条　株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。ただし、当該代表取締役に支障あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。
（決議の方法） 第13条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって決する。 2　商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上でこれを行う。	（決議要件） 第14条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。 2　会社法第309条第2項の規程による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（新設）	（参考書類等のインターネット開示） 第15条　本会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、

現　行　定　款	変　更　案
	インターネットで開示することができる。
（議決権の代理行使） 第14条　株主は、本会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、代理権を証する書面を本会社に提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第16条　株主は、本会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。
（議事録） 第15条　株主総会の議事の経過の要領及びその結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名捺印する。 2　株主総会の議事録は、その原本を決議の日から１０年間本店に備え置く。	（削除） （削除）
第４章　取締役及び取締役会	**第４章　取締役及び取締役会**
（員数） 第16条　本会社に取締役１５名以内を置く。	（員数） 第17条　（現行どおり）
（選任） 第17条　取締役は、株主総会において選任する。 2　取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 3　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。	（選任） 第18条　（削除） 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
（任期） 第18条　取締役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	（任期） 第19条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（代表取締役） 第19条　本会社の代表取締役は、取締役会の決議をもって定める。	（代表取締役） 第20条　取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。
（役付取締役） 第20条　本会社は、取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各１名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々若干名を定めることができる。	（役付取締役） 第21条　本会社は、取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各１名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役会の招集者及び議長） 第21条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除	（取締役会） 第22条　取締役会は、あらかじめ取締役会で定めた代表

現　行　定　款	変　更　案
き、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。ただし、当該代表取締役に支障あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。	取締役が招集し、その議長となる。ただし、当該代表取締役に支障あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。
（新設）	2　取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。
（新設）	3　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
（新設）	4　取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。
（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。	（削除）
（取締役会の決議） 第23条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によって決する。	（削除）
（取締役会の議事録） 第24条　取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印し、１０年間本店に備え置く。	（削除）
（報酬） 第25条　取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。	（削除）
（新設）	（社外取締役の責任限定契約） 第23条　本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（相談役及び顧問） 第26条　本会社は、必要があるときは取締役会の決議をもって相談役及び顧問を置くことができる。	（相談役及び顧問） 第24条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第５章　監査役及び監査役会	**第５章　監査役及び監査役会**
（員数） 第27条　本会社に監査役５名以内を置く。	（員数） 第25条　（現行どおり）
（選任） 第28条　監査役は、株主総会において選任する。 2　監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。	（選任） 第26条　（削除） 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（任期） 第29条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2　補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。	（任期） 第27条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2　（現行どおり）
（常勤監査役） 第30条　監査役は、互選により常勤監査役を１名以上を置く。	（常勤監査役） 第28条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役を１名以上選定する。
（監査役会の招集通知） 第31条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。	（監査役会） 第29条　監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。 2　監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。
（新設）	（削除）
（監査役会の決議） 第32条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数によって決する。	
（監査役会の議事録） 第33条　監査役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印し、１０年間本社に備え置く。	（削除）
（報酬） 第 34 条　監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。	（削除）
（新設）	（社外監査役の責任限定契約） 第30条　本会社は、会社法第427条第1項の規定により、

現　行　定　款	変　更　案
	社外監査役との間に、同法423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第６章　計算	**第６章　計算**
（営業年度） 第35条　本会社は、毎年４月１日から翌年３月３１日までを営業年度とし、毎営業年度末に決算を行う。	（事業年度） 第31条　本会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。
（利益配当） 第36条　利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対しこれを行う。	（剰余金の配当） 第32条　株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2　前項のほか、取締役会の決議により、毎年９月３０日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
（新設）	（削除）
（中間配当） 第37条　取締役会の決議により、毎年９月３０日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、商法第293条ノ５の規定による金銭の分配（中間配当という）を行うことができる。	
（新設）	（自己株式の取得） 第33条　取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。
（配当金等の除斥期間） 第38条　利益配当金又は中間配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。	（配当金の除斥期間） 第34条　期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満３年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。